

国民年金だより

年金生活者支援給付金の請求手続きについて

令和元年10月から開始された年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

支給要件

- 老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）
 - ・ 65歳以上である
 - ・ 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
 - ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約92万円以下である
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）
 - ・ 前年の所得額が約49.1万円以下である

請求手続

- ① 新たに年金生活者支援給付

金を受け取る方

受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬以降順次、請求可能な旨のお知らせが送付されています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し、提出してください。令和9年1月4日までに請求手続きが完了しますと、審査結果次第で、令和8年10月分の給付金から受け取れる場合があります。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または国保年金課（本館1階）で請求手続きをしてください。

※ 昨年度から支給要件に該当し受給中の方は、その支給要件から外れない限り、新たに請求する必要はありません。

※ 制度など詳しく知りたい場合は、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へ問い合わせください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

● 日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融

機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることもあります。

問い合わせ

給付金専用ダイヤル

☎ 0570(05)4092

徳島北年金事務所

☎ 088(655)0200

自動音声1番

社会保険労務士会による無料年金相談(予約制)

社会保険労務士会による無料年金相談では、年金事務所と同じ相談ができます。

また、この場で各種年金の請求や届け書の受け付けも可能となっています。

お気軽にご利用ください。
※ 予約は、1カ月前からできます。
予約時に、相談者氏名・基礎年金番号・電話番号などを確認します。

相談日時・場所

▽ 10月22日(木) 午前10時～

午後3時／本館1階相談室

▽ 11月26日(木) 午前10時～

午後3時／本館1階相談室

予約先・問い合わせ

街角の年金相談センター 徳島オフィス

☎ 088(657)3081

青少年育成補導

世界

鴨島第一中一年 高橋 華蓮

世界はすごい
ちがう国で生きていても
海や心でつながっている
世界はずっと
つながっている

世界はすごい
世界にはかぞえきれないほどの
人たちがいて
みんなが 助け合いながら
生きている

「ぶんげい麻植第21号」より

大切にしよう「命」

◆ 不審者から身を守る五つの合言葉「いかのおすし！」

- 知らない人についていけない
- 知らない人の車にのらない
- 「助けてー」 おおきな声で叫ぶ
- 危ないと思ったらすぐ逃げる
- 大人にすぐしらせる
- ◆ 事故やケガに気をつけよう
- 自転車に乗るときは、ヘル

メットをかぶり、交通ルールを守ろう。

● 疲れているときは、無理をせずに休みましょう。

◆ 正しく使おうインターネット

● SNSの取り扱いに気をつけよう。

・ 悪口を書き込まない

・ 仲間はずれにしない

・ 個人情報や居場所が特定される発信はしない

・ IDやパスワードを他人に教えない

● スマホやアプリの使用、オンラインゲームについて家庭でルールを決めましょう。

◆ 深夜徘徊は非行の入り口

● 深夜（午後11時から翌日午前4時までの間）の外出は生活の乱れや事件、事故に巻き込まれるおそれがあります。

◆ ダメ。ゼッタイ。

たばこ・酒・薬物

● 誘惑に負けず、大切な自分の心と体を守ろう。

● 薬物乱用の甘い誘い

「1回だけなら平気・人生は経験だ」「ただの栄養剤だよ」「痩せられるよ」「みんなやってるよ（やってないのは

キミだけ」など、子どもたちを薬物乱用の魔の手から守るのは大人の責任です！

◆ 誘われたらどうする？

● 『はっきり、きっぱり』断る。

少しでも迷っている様子を

見せてしまうと、また誘われてしまいます。

● 『話題を変える、その場から離れる』

「そっかいえば…」

などと話題を変えて、誘いをかわしましょう。

トイレなどの口実でその場から離れましょう。

● 困ったことがあれば、『相談をする』

一人で悩まないで、まず家族や学校の先生に相談しよう。

「家族の皆々へ」

最近では、覚醒剤などが簡単に手に入るようになっているので、日頃から家族の話し合いを通じて、薬物乱用防止に対する正しい知識を身につけて、子どもたちを守りましょう。

連絡先・問い合わせ

市青少年育成補導センター

☎ 25-6620

FAX 25-6621

人権とびっくす

湯立会館の活動

湯立会館は1979年4月19日に同和問題、人権問題の理解を深め、速やかに解決することを目的に設置されました。福祉の向上や人権啓発および住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の相談事業や人権課題の解決のための事業を行っています。

● 地域交流事業

講座・同好会の開催

地域交流を目的として、舞踊、書道、オカリナ、生け花、フラダンス、茶道、3B体操、お琴の8講座とオカリナ同好会を講師を招いて開催しています。年に一度の湯立会館祭では、講座生のみなさんが日頃の練習の成果を披露してください。

健康ウォーク

毎週火曜日に地域住民が集まりラジオ体操で体をほぐした後、近隣の公園までウォー

キングをします。高齢の方の参加もあり、たわいのないおしゃべりの中から世代間のふれあいも生まれ、健康の維持促進にもつながっています。

● 相談事業

年に一度外部から講師を招いての研修会「専門相談員派遣事業」や、「元気生活プログラム」として、偶数月には長寿いきがい課による栄養のお話、口腔ケア、楽しい脳体操、介護予防体操を実施しています。

また、湯立会館では地域住民のさまざまな相談に答えることができるよう、関係機関に相談するなどして対応をしています。

湯立会館はすべての人々の人権が尊重される差別のない社会の実現に向けて地域住民が気軽に集い、参加できる身近な住民交流の拠点としての役割を果たせるよう、これからも活動していきます。

問い合わせ

人権課

☎ 22-2229・FAX 22-2247

湯立会館

☎ 42-5753

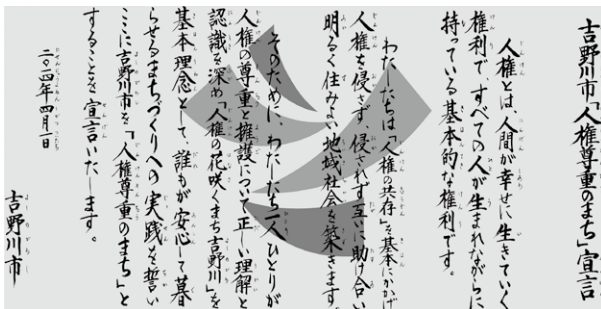
吉野川市「人権尊重のまち」宣言

知っていますか？

この宣言は、今から12年前に、吉野川市を、人が生きていく上で最も大切である人権を互いに侵さず、侵されず、安心して住めるまちにしていこうという決意を表明したものです。

市民一人ひとりが「高齢者や障がいのある人、外国人など困っている人を見かけたら声を掛ける」「偏見やいじめ、差別的な発言を聞いたなら『それはおかしい』と伝える」など、人権を尊重することを生活の中で意識して、身近なことから実践していきましょう。

全ての人が幸せを感じられ、子どもたちもこのまちで住み続けたいと思える「人権尊重のまち」を実現しましょう。



● 問い合わせ 人権課 ☎ 22-2229 FAX 22-2247

